

令和5年加茂市議会3月定例会会議録（第3号）

3月7日

議事日程第3号

令和5年3月7日（火曜日）午前9時30分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

三沢 嘉男君

1. 空き家バンクの改善について
2. 令和5年度当初予算について

森 友和君

1. 加茂市の障がい者福祉について
2. 小中学校の運営におけるICT化と働き方改革について

○出席議員（14名）

1 番	森 友和君	2 番	大橋 一久君
4 番	中沢 真佐子君	5 番	三沢 嘉男君
6 番	白川 克広君	7 番	佐藤 俊夫君
9 番	浅野 一明君	10 番	滝沢 茂秋君
11 番	森山 一理君	12 番	山田 義栄君
15 番	樋口 博務君	16 番	安武 秀敏君
17 番	樋口 浩二君	18 番	関 龍雄君

○欠席議員（1名）

13 番 中野 元栄君

○欠員議員（3名）

○説明のため出席した者

市長	藤田 明美君	副市長	五十嵐 裕幸君
総務課長	明田川 太門君	財政課長	車谷 憲繁君
税務課長 会計課長	目黒 博之君	農林課長 農業委員会 農事務局長	大竹 久範君
商工観光課長	吉田 裕之君	市民課長	智野 賢一君
環境課長	石附 敏春君	こども未来課長	井上 毅君

健康福祉課長	藤田和夫君	建設課長	宮澤康夫君
上下水道課長 <small>加茂市介護・看護支援センター所長</small>	佐藤正直君	教育長	山川雅己君
教育委員会 庶務課長 文化館長	草野智文君	教育委員会 学校教育課長	阿部一晴君
教育委員会 社会教育課長	有本幸雄君	教育委員会 スポーツ振興課長	五十嵐卓君
監査委員 事務局長	齋藤美佐子君		

○職務のため出席した事務局員

事務局長	大野博司君	次長	野村直美君
次長	坂井恵里君	係長	石津敏朗君
嘱託速記士	丸山夏歩君		

午前9時30分 開議

○議長（滝沢茂秋君） これより本日の会議を開きます。

これより議事日程第3号に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（滝沢茂秋君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により質問を許します。

質問の要旨を順次局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 5番、三沢嘉男君。

〔5番 三沢嘉男君 登壇〕

○5番（三沢嘉男君） 皆さん、おはようございます。3月定例会において一般質問させていただきます。

5番、公明党、三沢嘉男でございます。今回は、空き家バンクの改善について、そして令和5年度当初予算について質問させていただきます。

まず、空き家バンクの改善について質問いたします。令和3年12月定例会の一般質問で、私は加茂市の空き家バンクの周知に関わることや情報量の少なさを指摘させていただきました。そのときの答弁では、空き家の所有者が市外在住のケースが多いため、効果的な周知手段を模索していきたい、区長さんから情報提供をいただくとともに、職員で地域に調査に入ることも検討したい、空き家・空き地対策協議会と協議の上、情報量の見直しに努めていきたいなどの答弁でありました。

しかし、1年以上経過した現在、空き家バンクの現状は全く変わっていないように見受けられます。近隣の自治体を調べると、三条市、燕市の登録物件は200件を大きく超えていますし、田上町も30件は超えています。契約件数は分からないものの、どこの自治体も間取り図や内装の画像などの情報は大抵掲載されています。加茂市はどうかというと、以前と変わらず、間取り図も内装画像もなく、外観の画像す

らない物件もあり、登録件数も僅か12件でありました。あまりにも内容に差があり過ぎ、移住、定住の促進に取り組んでいるにしては貧弱過ぎます。

近隣の燕市では、早期に空き家・空き地活用バンクへ情報登録する者に対して、家財道具等の処分費の一部を助成する制度や、空き家バンクの活用を推進するため、購入者を対象に空き家の改修を実施した方に改修費の一部を助成する制度、また空き家解体を実施した方に解体費用の一部を助成するなど、どの制度も募集件数を限定して取り組んでいます。このように、移住、定住政策に取り組むのであれば、並行して空き家バンクの取組も加速させていく必要があると考えます。

そこで、質問いたしますが、加茂市は市外から転入された方対象の住宅取得補助金や中心市街地の活性化を目的とした空き店舗等への出店時に関わる改修費用、または賃借料の一部を補助する制度はあるものの、空き家バンク活用に向けた取組は登録手数料の補助のみと思います。現状を考えれば、今のままでよいとは到底思えませんので、以下3点について質問いたします。

質問1、今、加茂市として検討されている内容、また前回の答弁にあった周知や情報の掲載など、進捗状況をお聞かせください。

質問2、燕市のように空き家バンクの活用を促すために、家財道具等の処分費、改修費、解体費等、募集件数を決めた上で一部費用を補助する制度も必要と考えますが、いかがでしょうか。

質問3、空き家や空き地は年数が経過すると草木などが生い茂り、所有者の管理の状況にもよりますが、何も手を加えていない状況では、近隣の方に御迷惑をかけている場合があります。特に樹木などは勝手に伐採できないため、長年放置されている場合もあります。こうした問題を軽減させるために、前もって伐採の許可をもらっておくような対応も必要かと思いますが、いかがでしょうか。

次に、令和5年度の当初予算について質問いたします。このたびの当初予算の中で、子育て支援の新規事業の取組について、3点質問いたします。まず、子育て拠点交流施設整備構想についてです。概要には、子育て施設をはじめとした複合施設の建設とあります。この複合させるものとは何をお考えか、またこの施設に地域子育て支援センターを統合させるなどの構想はあるのか、お聞かせください。

次に、不育症治療助成についてです。これはよい事業と思いますが、不妊治療助成との違いは何なのか、また併用は可能なのか、お聞かせください。

最後に、産婦健康診査助成についてです。これも似たような事業で産後ケア事業や妊産婦医療費助成がありますが、これらに当てはまらない場合に活用するものなのか、また概要には出産後間もない時期とありますが、どのくらいの期間有効なのか、お聞かせください。

以上、壇上での質問を終わります。再質問は発言席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔5番 三沢嘉男君 発言席に着く〕

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） おはようございます。三沢議員の御質問にお答えします。

初めに、空き家バンクの改善についてです。1つ目の御質問についてですが、空き家バンクの情報掲載や周知のための対策を講じる前に、現状を把握するため、令和4年8月から10月にかけて、市役所の全課にわたる職員で市内全域の空き家実態調査を行いました。その結果、666件の空き家が確認されました。これを受け、今後、空き家バンクの周知について検討している内容として、固定資産税の納付通知に

チラシを同封する、相続の申請に窓口へおいでいただいたときにお伝えするなど、時期を見て、空き家の管理やバンクへの登録をお願いしたいと思っています。なお、登録に当たり、所有者には内部の間取りと写真の提供を依頼していくことでサイト運営者と協議中です。

現在、加茂市の空き家情報は、ライフフルホームズ運営のウェブサイトのみに掲載していますが、ほかのウェブサイトへの掲載も打診していますので、可能となれば、できるだけ早く複数のウェブサイトへ情報を掲載し、一層の周知を図りたいと思います。ほかにも令和5年2月から運用を開始したかも防災・行政ナビ等で情報発信するなど、できるだけ多くの媒体で周知したいと考えています。

また、令和5年度に入りましたら、早い時期に法定協議会を立ち上げ、空家等対策計画を取りまとめたいて考えています。

2つ目の空き家バンクの活用を促すため、家財等処分費用や改修費等の一部を補助する制度の必要性についてです。2月末現在の空き家の登録件数は、以前御質問いただいたときと同じ12件と少ない状態ですので、議員がおっしゃるとおり、登録料の補助以外にもほかの支援制度は必要と考えます。所有者にとっては金銭的な支援が有効と思いますので、燕市などの先進事例を研究しながら、加茂市でも実施できる制度を導入していきたいと思っています。

3つ目の樹木などの伐採の事前の許可をもらっておくことについてです。御指摘のとおり、樹木であっても個人の財産であることから、勝手に処分できません。そのため、管理についても所有者から行っていただくことが原則です。仮に事前に許可を取ってしまうと、管理の放棄が助長されることが懸念されますので、慎重な対応が必要です。ただし、民法が改正され、令和5年4月1日から、隣地からの枝が実害を及ぼす状況で、かつ隣地所有者が対応しない場合などの一定要件を満たす場合、被害を受ける人が処分できるようになります。十分注意を払った上で実施する必要がありますが、今までよりは対応しやすくなると思います。今後は、この法改正や空き家や空き地、樹木の管理について、より一層周知を図っていききたいと思っています。

次に、令和5年度当初予算についてです。1つ目の子育て拠点交流施設整備構想についてです。子育て施設をはじめとした複合施設の建設において、複合するものとは何かとのことですが、現段階では、母子健康センターを中心として、子供や地域の交流施設にできればと考えています。今後、加茂市の公共施設の見直しを推進していく過程で、必要な施設と規模を精査し、建設時期も含めて考えていきたいと思いません。母子健康センターについては、昭和52年建築で築46年が経過し、老朽化が著しく、将来的に多額の修繕費用負担が予想され、未来を担う子供たちが最初に関わる施設としては整備が必要です。同様に、老朽化した公共施設が市内には多くありますので、それらを人口動態やニーズに合わせて複合的に整備することで、将来負担を軽減していく必要があります。

また、この施設に地域子育て支援センターを統合させるなどの構想はあるかとの御質問ですが、子供に関する施設を集中させるようゾーニングを図る上で、乳幼児とその保護者の交流施設である子育て支援センターの統廃合も含めて検討していくこととなります。さらには、子育ての孤立を防ぎ、不安感を軽減する目的からも多様な大人、子供が関わるができるよう、地域の方も利用しやすい施設にする必要があると考えています。

2つ目の不育症治療助成についてです。新年度から開始する不育症治療助成は、不育症、つまり妊娠は成立するものの流産や死産を繰り返し、おなかの中で子供が育たない状態の方に対しての助成事業です。

不育症の原因は、母体の子宮の奇形や血液凝固疾患、甲状腺疾患など多岐にわたり、原因不明の場合も多いと言われています。治療については、検査をしてから適切な治療を開始します。対して、現在行っている不妊治療助成は、不妊症、つまり妊娠そのものが成立しない状態をいい、治療には体外受精などの治療を要するものです。不妊治療助成制度は、平成17年に開始以来、例年10件から15件ほど助成実績があります。いずれも、主治医が検査や治療を必要と判断した場合に助成します。

また、これらは全く別症状の治療に対する助成ですので、いずれにも該当する場合は併用していただくことも可能です。

最後に、産婦健康診査助成についてです。御質問に挙げられた産婦健康診査助成、産後ケア事業、妊産婦医療費助成ですが、これらはそれぞれ利用目的が異なります。産婦健康診査は、一部、医療機関、助産所により実施時期と回数が違いますが、出産後、4週間後の時期に医療機関や助産所で行われる健康診査です。内容は、問診、医師による診察、体重、血圧測定、尿検査、心の健康チェックなどです。産後は、ホルモンバランスの変化に加え、赤ちゃん中心の生活になるなど環境も大きく変化するため、この時期の母親の心と体は疲労が蓄積しがちです。母親の心と体が順調に回復しているかを確認するため、産婦健康診査を受けていただき、その受診費用を助成するというものです。産後ケア事業は、母親の身体的な回復のための休養や育児の手技の獲得、授乳に関する支援などを目的に、医療機関や助産所で宿泊や通所、または訪問を利用し、健やかな育児ができるようにするためのサービスで、産後1年未満の間、5回まで御利用いただけます。妊産婦医療費助成は、妊娠が分かった日から出産の翌月まで、保険診療となる医療を受けた場合、その医療費の一部を助成する制度です。それぞれ目的に合った活用をしていただき、母子ともに心と体を健やかに過ごしていただきたいと思えます。

答弁は以上となります。

○5番（三沢嘉男君） 御答弁ありがとうございました。

ちょっと順番は不同になるのですが、令和5年度の当初予算のほうについて先に質問させていただきます。この子育て拠点交流施設整備構想について、今現在としては、母子健康センターを中心とした子供や地域の交流施設にできればということですが、実際こうして新しい建物を建てるとなると、そのほか、今現在あるあそびの広場を含めてですけれども、老朽化してくることも考えれば、どこかのタイミングでやっぱり統合するような形というのも考えられるのですが、この御答弁見ると、それも将来的には考えた構想はあるという認識でよろしいですか。

○こども未来課長（井上毅君） 御質問ありがとうございます。今そこにある施設、3つ並んでいる施設がありますが、どれも昭和50年前半ぐらいの施設になっています。一方で、乳幼児あそびの広場は平成12年の築になっています。いずれにしても、20年以上経過しているものです。あそこには実は1戸、古い社宅がくっついて1つの建物になっているのですが、それらの老朽化も考えますと、あそこがいつまでもということにはならないということになりますし、この3つの施設については子育てもあり、高齢者の機能訓練もあり、もともと今あるゆきつばき荘は集会所としての機能もあるということもありますので、それらを全部含めまして、今後のニーズとバランスを考え、また勤少ホームも老朽化しているところを考えれば、いずれ教育支援センターですとか、そういったところも考えて、機能をどう集約していくかをこれから十分検討していくということになります。

○5番（三沢嘉男君） 私が相談受けた方が不安に思っている部分が、やっぱり単純にただ建物を1つ増や

して、要は公共施設、要は箱物をどんどん造っていくようなイメージを持たれていると思うのですけれども、そういった新しく建物を造るけれども、そこに様々な、そういった機能を持った老朽化してくるような施設を1つに統合していく。それによって、建物は新しく1つできるのだけれども、その他、点々としている、そういった子育てや教育に関する、そういう施設が1つにまとまっていくという、そういうことで今公共施設の再配置計画等も組んでいるところだと思うのですけれども、要はそこに集約していくという意味合いに捉えてよろしいですか。

○**こども未来課長（井上毅君）** 集約していくということですが、全体のニーズをしっかりと考えて、この地域に必要なものというものも必要でありますので、そこも全部踏まえまして検討していくということになります。

○**5番（三沢嘉男君）** ぜひそういった形で、なるべく建物は新しく造ったとしても数が増えないような形で、ぜひ今後もしっかり構想を考えていただければと思います。

また、あそびの広場についてですけれども、今やっぱり利用しているお母さんたちの話を聞くと、どうしても今の規模だと、幼稚園、保育園の小さい子供しか遊べないようなスペースであったり、またちょっと大きい子供が遊ぶには物足りない状況にあるということで、三条市や燕市さんなんか見ると、結構大きな子供も遊べるような、いい施設が整っているわけですから、今回この拠点交流施設整備構想をつくっていく上で、あそびの広場の拡充、要はそこに統合するのであれば、そうした三条市、燕市さんのように大きい、小学生なんかも遊べるような規模のものをぜひ造って配置していただきたいと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○**こども未来課長（井上毅君）** 今あそびの広場、おっしゃるとおりで、小さい子供さんにやっぱり特化しているところがございます。それは、事業的にも今どんどん実は積み上げを重ねておりまして、今利用人数も、おかげさまで相談件数とかも増えておりますので、母子の機能としては十分今進化してきているのかなというふうに思っております。小学生とか、そういう方々ということの対象になるのですけれども、特に私ども、ちょっとこれを考えるに当たって、他県で本当にいろんな年代が、例えば子供から高齢者まで、本当に複合的にみんなが集まれるような施設ですとか、そういうものが全国にありますので、そういったところも参考にして、今加茂市がどういう人口動態で今後なっていくのかとか、そういうニーズの量を踏まえて十分検討して、いいものを造っていければというふうなところが私どもの考えです。

○**5番（三沢嘉男君）** ぜひ今子育てしている若い人たちが利用しやすい環境も必要ですので、そういったところをやっぱり一番に考えて進めていただきたいと思いますので、よろしく願います。

次に、不育症治療助成ということについてですけど、これは御答弁の内容で理解いたしました。実際似ているようだけでも、全然中身が違うということで、併用も可能ということですから、要はそういった様々な状況に対応した、こうした制度を今新たに組み込んでいくということだと思うので、これはぜひ進めていただきたいと思います。

また、次に挙げた産婦健康診査助成、これも要は妊娠期から産後の、これでいくと、産後ケア事業を含めれば、産後の1年間、この間をしっかり切れ目のないサポートをしていく、そういうことで、要はどのタイミングでもしっかりこういった妊産婦に対しての支援ができる体制を整えているという、そういうふうに私は受け取るのですけど、それで理解してよろしいでしょうか。

○**こども未来課長（井上毅君）** おっしゃるとおりです。特に1年間という期間というのは、産後鬱の発症

というか、リスクが高まる時期がまた産後の7か月、8か月ぐらいにも来るということが研究でも出ております。そういった中では、1年間ずっと、今国が進めている伴走型支援という形で、またその後も、2歳、3歳までもずっと伴走型支援でずっと支援していくというところは、寄り添っていく、私どものコンセプトとしてずっとやっていかなきゃ駄目なものだというふうに考えています。

○5番（三沢嘉男君） ありがとうございます。これもまた前回ありましたメンタルヘルスのオンラインサービスでしたでしょうか、あれも非常に産後のお母さんたちにしたら、やっぱり幼い子を抱えて移動する手間がないというか、そういう大変な時期にオンラインでもできるというので、非常に有効だなと思っていますし、こういった本当に細かいところまで対応していただけるような、今回、当初予算ということで、私、非常にありがたいことだなと思っていますので、ぜひこういった形でしっかりサポートできるような体制を整えていただけたらと思います。

続いて、空き家バンクについて質問いたします。これに関しては、私も以前から何回も市のほうには要望させていただいていましたが、表には出ない部分での動きはあったと思うのですが、実際空き家バンクのホームページ上で見ると、ほとんど変わっていないというのが現状でありましたが、これは実際どうなのでしょう。市としての対応の問題だったのか、それともこのホームページを上げているウェブサイトの問題なのか、何が原因でここまで何もできなかったのか、ちょっともし説明できるようでしたらお願いいたします。

○総務課長（明田川太門君） 空き家バンクにつきましては、市と業者さんで打合せをしながら進めていくわけですが、市からの強い要請と申しますか、こういった写真や間取りを載せてくださいという、そういった要請を強く行ってきておらないというのが実態でございましたので、今後そういったことを進めていくという予定にしておりますので、今までは市のほうがなかなか行動が起こせなかったというところでございます。

○5番（三沢嘉男君） 実際きつと加茂市の空き家バンクと他市の空き家バンク、比べて御覧になっただろうとは思いますが、あれは誰が見てもちょっと貧弱過ぎるなという思いはあります。そういった中で、空き家に登録する方、所有者の方に対してもやっぱりしっかり内装の画像であるとか、間取り図とかは多分所有者だけではなかなか対応できない部分もあるのかなと思うのですが、仮にそういった情報を得るために、市として所有者に対してどういうリアクションを起こすのかなと思うのですが、その辺何かお考えありますでしょうか。

○総務課長（明田川太門君） 所有者の方につきましては、遠方におられる方がほとんどということで、なかなかやり取りも時間がかかる中ですが、やはり個人の所有者ですので、こちらからは写真の、外観は撮れるのですが、許可を得てからということになります。あとは内装の写真とかは許可を取ってからということになりますし、間取りにつきましては、やはり所有者の方の提供をいただかないと、なかなかそれまで掲載は難しいとは考えておりますので、今後、より一層、所有者の方に提供をお願いしていくというふうには考えてございます。

○5番（三沢嘉男君） ただ、実際、他市ではそういったのをしっかり載せているという現状がありますから、何か加茂市として、その取り組み方が他市と違うところがあるのかなと思うのですが、所有者の方も何かしら利用していただいたほうが間違いなくいいはずですから、そういった情報がない中で空き家バンクに載せているという、その現状も何かちょっと矛盾しているような気がしますので、そこら辺は

やっぱりしっかり市のほうから所有者のほうに訴えていくべきではないかなと。また、他市がどのようにしてそういう情報を入手してやっているのかということも、いま一度御検討いただけたらと思います。

それと、この空き家バンクなのですけれども、空き家バンクの、先ほど伐採の件がありましたけれども、これ令和5年の4月から民法が改正されるということで、今よりは近隣とか市のほうで伐採に動くことができやすくなるということだと思のですけれども、これ例えば近隣の人がそれに沿って勝手に切るといのはなかなかハードルが高いのかなという気もするのですが、そういう要望があった場合は、加茂市としてはどのように対応していただけるのでしょうか。

○総務課長（明田川太門君） 民法が4月から改正されるということですが、一応基本的にはやはり所有者の方の管理が大前提となっております。隣地の方の、例えば建物の外壁に枝が伸びてきて被害を及ぼすというような状態になりましたら、その隣地の方が所有者の方に対して、いついつまでに対応してくださいというのを期間を定めてお願いをして、それでもなお対応しない場合は、その隣地の方が処分できるという規定になってございますので、その間に市が入って仲介ということはできるかもしれませんが、やはり隣地の方が対応するというのが原則かと思います。

○5番（三沢嘉男君） そういう順序がしっかり取れているのであれば、それが一番だと思いますし、これは遠方にいるからといって何も整備をされないところにもやっぱり責任は出てくると思っていますので、しっかり順序立てたところで進めていっていただきたいと思っています。

それと、これに関わることなのですけれども、例えばなのですけれども、今の空き家というのはまだ、例えば空き家に住んでいた方が亡くなられて、所有者が誰かに引き継がれる状態であればまだいいのですが、引継ぎする、要は身内がいなくて、もうそのまま空き家になってしまうケース、こういったのも放置しておけば、当然その足で特定空家の状態になっていくと思うのですが、こういった、先週も大橋議員の質問の中で、今独り身の高齢者というのが約1,000人ぐらいいるというお話でしたが、そういった方たちに対して、あらかじめエンディングノートではないのですけれども、しっかりこの空き家を今後どうしていくべきかというのを市のほうからも積極的にちょっと相談していったほうがいいのかと思うのです。そうでないと、もう亡くなってしまったら、結局加茂市も誰も手がつけられずに特定空家になってしまうので、そういう特定空家を出さないような何か動きを、行動を取るべきだと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

○総務課長（明田川太門君） おっしゃるとおり、なかなか所有権が引き継げないということがこれから多く発生してくることが予想されます。そうした場合に、後見制度とか、信託事業とか、そういった今後のことを考えて、自分ではない、ほかの方からこれからのことをお願いするという制度もございますので、そういったことを独り世帯等に対しましても十分お知らせしていきたいと考えております。

○5番（三沢嘉男君） 本当にこのまま何もしなければ、今後、数年の間に1,000件近い空き家が、特定空家が出てしまうという状況がもう目に見えると思うので、やっぱり今のうちから積極的にそういった空き家の対策という部分で行っていったほうがいいと思います。独り身の家庭だけじゃなくて、高齢者のみの家庭も含めてですけれども、しっかりその対応を今しておかないと、後々もう特定空家だらけになるということですので、ぜひその辺の対応もしっかりお願いしたいと思っています。

あと、それだけに限らず、空き家バンクの活用を促すということで、例にも挙げさせていただきました燕市、三条か、燕市なんかは、解体費用や家財道具の処分費など、こういったものを助成して、しっかり

空き家バンクに登録をいただけるような体制づくりをしているところですが、加茂市も、この答弁を見ると、そういったものを研究しながら導入していきたいという御答弁ですが、これは先ほど言った高齢者のみの世帯だけではなくて、どの御家庭に対してもやっぱりあり得ることだと思いますので、高齢者だけではなくて、本当に若くても1人で住まわれている方とか、御家族、若い世代が住んでいるところはそこまでではないにしても、やっぱり独り身、高齢者でない独り身の方に対してもこういう制度をしっかりと伝えていただきたいですし、これをやる上で、今の現状だと、燕市のように家財道具や空き家の改修、あと解体、こういった助成を、燕市になぞらえたというか、こうした幾つかの補助金を想定して加茂市としては考えているのかどうかというところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長（明田川太門君） 三沢議員が御紹介いただいたこれらの助成事業、三条市、燕市にもございますので、いろいろ見させていただきましたが、1件当たり50万円や30万円といった多額の助成を出すという段階でございますので、加茂市の財政状況もございますので、それらを踏まえまして、来年、空き家対策計画を作成していきますので、その中でこういったものが加茂市の対策として一番いいのかといったところをよく練り込んでいきたいというふうに考えております。

○5番（三沢嘉男君） 金額は、その自治体に合った、見合った金額でも構わないかなと思うのですが、こういった空き家バンクに登録するために、様々な部分でのこういう補助金というのはあってもいいのかなと思います。そういった中でやっていただきたいですし、そういうのを進める中で、やっぱり空き家バンク、しっかり充実させていくことが必要だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、最後に、空き家バンクに登録しているのが今空き家と空き地だと思うのですが、それこそ燕市は空き店舗も情報として載せているのです。そういった、加茂市も空き店舗、そこそこ出てきているような気もしますが、そういった空き店舗の情報というのも一緒にやっぱりホームページに載せたら、ウェブサイトにも載せたらいいんじゃないかなと思うのですが、そういった今後構想とかありますでしょうか。

○総務課長（明田川太門君） 御提案ありがとうございます。商店街といいますか、空き店舗につきましては、今後、商工観光課と連携しながら、それらの資料をまとめまして、一緒にホームページに掲載は考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

○副市長（五十嵐裕幸君） いろいろ御提案ありがとうございます。確かに空き店舗というのも中心市街地の活性化等を図っていく上ではどうしてもやっぱり必要なことですので、そういったものの掲載というのを検討することも本当に大事かなと思います。

それから、議員御指摘の、先ほどエンディングノートという話が出ましたけども、住民、市民それぞれが、独り暮らしの方だけではなくて、亡くなられたときにその遺産をどう相続していくかということをおあらかじめ決めておくということも非常に大事です。幸い加茂市内にはそういう終活についていろいろ詳しい方がいらっしゃいますので、加茂市でも令和5年度、またそういった終活セミナー的なものを開催する予定もございますけども、そういったものをきちんと定期的に繰り返し繰り返し話をしていくということが大事なのかなということと、それから法改正によって、相続登記が義務づけられるような形で法改正がなされてきているわけですが、そういったことによって、少しでも未登記の建物がなくなるような、行政としてもそちらを進めるようにしていかなければいけないのかなというふうに思っております。

以上です。

○5番（三沢嘉男君） 今後の高齢化率とか、そういったところも踏まえて考えていくと、空き家の問題っ

てかなり大きくなってくると思いますので、やっぱり今のうちに加茂市としてやれることがあれば、ぜひ進めていただきたいと思いますし、今の空き店舗の件も、実際お店を出すときに、加茂市も改修費か何か補助していると思うので、そういったところも併せて宣伝しながらやっていただければいいかなと思っております。

とにかく本当にこの空き家というのは、各近隣市町村もそうですけれども、本当に力を入れて、ウェブサイトを見るだけでも、結構力を入れてやられているなというのが本当に感じられるところがありますから、加茂市もしっかりそれに後れを取ることなく、サイト運営者とも協議していただきたいと思いますし、また加茂市の空き家協議会ですか、そういったところでもいろんな意見を出した中で、今後、10年、20年後の加茂市を見据えたまた対応をさせていただければなと考えておりますので、ぜひ早急なまた対応をお願いしたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございます。

○議長（滝沢茂秋君） これにて三沢嘉男君の一般質問は終了いたしました。

10時35分まで休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時35分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 1番、森友和君。

〔1番 森友和君 登壇〕

○1番（森友和君） 皆さん、こんにちは。1番、れいわの風、森友和でございます。令和5年3月定例会に当たり、一般質問をいたします。

今回質問しますのは、加茂市の障害者福祉について、そして小中学校の運営におけるICT化と働き方改革についてであります。

加茂市に様々な変化をもたらした藤田市政が4年の節目を迎えるに当たり、数ある変化の中の1つに市内の障害者福祉の体制の変化がございます。民間の支援事業者が市内に参入を果たしたことで、特に軽度の障害を生きる方々にとっては、選択肢が増えたとともに、比較的近い施設を選択することができることで利便性が上がり、障害に関わる方々の負担が軽減されたというケースも生じたのではないのでしょうか。そんな中、令和3年2月に加茂市自立支援協議会の設置要綱が施行され、加茂市の障害者福祉に関する体制はまた一歩進みました。

また、障害者福祉に関する国の施策として、社会生活の中における障害の軽減を国、地方公共団体、企業、その他の団体、そしてそこに暮らす人々の皆の責務として実現しようという試みが行われています。生きる主体である我々一人一人が同時に誰かにとっての環境の一部であり、社会とそ中で営む生活というものを多様、多面に理解し、また共生社会の実現の難しさを改めて考えさせられるというのがこの法律です。キーワードとなる合理的配慮という言葉はどれだけ一人一人の生活に根づくのか、希望も不安もはらんだこの法律を加茂市はどのように受け止め、どのように体制を組んでいくのか、お伺いしたいと思

ます。

1つ、加茂市障害者自立支援協議会の運営について。現在までの協議会の開催状況と協議されている内容についてお聞かせください。

1つ、平成28年4月1日より、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が施行されたこと、またその後の法改正を受け、一部の自治体では、これに基づく条例の制定、施行が行われています。加茂市における検討状況についてお聞かせください。

次に、小中学校の運営におけるICT化と働き方改革について。令和2年6月に、私はほぼ同様の課題を念頭に一般質問しております。それから約2年半がたち、令和5年度予算において、学校における事務の効率化に関する大きな進展を予感させる事業が示されていました。

そこで、質問いたします。令和5年度予算の新規事業である校務支援システムの導入は、どのような経緯で導入に至ったのか、お伺いします。

1つ、校務支援システムの導入により、特にどのような効果をどの程度見込んでいるのか、お聞かせください。

壇上での質問は以上です。

〔1番 森友和君 発言席に着く〕

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 森議員の御質問にお答えします。

初めに、加茂市障害者自立支援協議会の運営についてです。まず、正式な名称は加茂市自立支援協議会ですので、御承知おきください。この協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、障害者及び障害児等への支援体制の整備に関する協議を行うため、令和3年2月26日に設置いたしました。

開催状況は、令和2年度は1回、令和3年度は1回、令和4年度は2回と、今まで4回開催しています。

協議内容については、令和2年度開催の令和3年2月26日の協議会では、加茂市における自立支援協議会の役割と組織について、「障がい」の表記の仕方について、第6期加茂市障害者福祉計画について協議いたしました。令和3年度開催の令和4年1月25日の協議会では、加茂市障がい者社会福祉施設整備事業費補助事業の制定についてと、新潟県立月ヶ岡特別支援学校との進路状況情報交換会実施についての報告と、田上町と共同整備を行う緊急時の受入れのための地域生活拠点の整備について協議いたしました。令和4年度開催の令和4年11月25日の第1回協議会では、自立支援協議会こども支援部会の検討結果及び加茂市、田上町相談支援事業者合同勉強会の開催結果を報告し、加茂市相談支援事業の委託について並びに委託事業所の評価を協議いたしました。令和5年2月20日の第2回協議会では、相談支援事業部会開催の結果報告と、加茂市障がい者就労施設等からの物品調達方針、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例の令和5年度の制定準備、委員の任期及び改選等について協議いたしました。

次に、障害者差別解消法が制定されたことを受け、これに基づく加茂市の条例制定の検討状況についてです。加茂市では、令和元年9月議会において、手話が言語であるという認識に基づき、手話を必要とする方とそれ以外の方が共に生きる地域社会の実現について、市の責務並びに市民及び市内で事業を営む方の役割を明らかにすることにより、これを推進することを目的として、手話言語条例を制定いたしました。また、令和5年度には他市の先進的な取組を参考にし、全ての人が尊厳を持って多様性を受け入れて生活

できるようにするため、施政方針でも触れさせていただきましたが、障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する地域の実現を目指し、基本条例制定の準備を進めていきたいと考えています。

次に、小中学校の校務支援システム導入についてです。まず、導入を決めた経緯についてお答えします。学校教職員の勤務の状況については、令和2年6月定例会の一般質問において森議員も触れられておりますので、御承知のこととは思いますが、現在の教育現場では、日々の学習指導はもとより、いじめや不登校、交通安全や不審者対策、防災教育や情報モラル教育など、多岐にわたる分野での指導、対応が求められています。その一方で、少子化に伴う教職員定数の削減により、教職員への負担は年々増加しています。この教職員の多忙化は、学校教育の質の低下に直結する深刻な問題であり、これまでもスクールアシスタントを配置するなど、その解消に努めてきましたが、現状、十分な成果には至っていません。

庁内の会議でも、ICT活用等による学校環境の改善や教職員の多忙化解消について話題になります。その中で、保護者からの欠席連絡を電話以外で受け取るシステムの導入ができないかということが話題になりました。現場の教職員からも、保護者との連絡機能を含む校務支援システム導入を求める声が頻繁に上がり、特に他市町村から加茂市に転入した教職員からの要望が強くあります。この声を受け、昨年7月に調査したところ、県内30市町村中、校務支援システムが既に導入されている市町村は20市町村、令和5年度導入予定または導入を検討している市町村が7市町村です。調査当時、導入を検討していないのは、加茂市を含め3市町村だけという状況でした。そこで、令和5年度から市内の全小中学校に校務支援システムを導入し、多忙化の抜本的解消を図り、教職員が安心して働ける環境を整え、さらなる学校教育の質の向上を推進したいと考えています。

次に、システム導入による効果についてです。校務支援システムの導入により、児童生徒の学籍や成績、健康状態や出欠状況など、現在様々な形態で管理している各種データを一元的に管理することができます。これにより、教職員は必要な情報を共有し、個に応じた指導を実施しやすくなります。また、名簿や通知表などの帳票類の作成が容易になるなど、各種校務の効率化を図ることができます。ほかにも、人為的ミスの回避、事務引継の迅速化、情報セキュリティの向上など、様々な面での効果が期待できます。また、保護者と学校間の連絡や情報共有を支援する機能もあり、保護者はスマートフォン等のアプリケーションを使って学校と連絡のやり取りをすることができます。保護者にとっても利便性が向上し、相互の連絡、情報共有が密になることで、信頼関係の構築にもよい効果があるものと期待しています。

最後に、これらの効果をどの程度見込んでいるかについてです。システム導入の主眼である教職員の多忙化解消については、文部科学省の公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインに沿った、超過勤務1か月45時間以内、1年間360時間以内を全ての教職員が達成できるようにしたいと考えています。市内小中学校における令和4年度直近の状況は、約3分の1の教職員が未達成です。これを改善し、教職員がゆとりを持って児童生徒と関わる環境を実現したいと思います。今後もICT整備や人員配置など多角的に教育現場を支援し、子供たち一人一人の個性や可能性を伸ばす教育を推進していきます。

答弁は以上となります。

○1番（森友和君） 御答弁ありがとうございます。まず、ICTのほうから再質問させてください。

御答弁いただいた内容で、おおむねいい内容が返ってきたなと思っているのですが、少しか細かいところを幾つかお伺いさせていただきます。まず、前回の令和2年の6月に質問したときには、月45時間

以内、1年間360時間以内という超過勤務の状況というのは、たしか半分ぐらいだったかと記憶しております。そこから、令和4年、3分の1になっているということで、大分改善が見られるのかなと思うのですが、令和3年から4年って何か特別なことを行ったのですか。そこからちょっと教えてください。

○教育委員会学校教育課長（阿部一晴君） 御質問ありがとうございます。特別なことというよりは、その方針が出されまして、県、それから市町村で学校現場の状況を改善しようという工夫がどんどんなされています。学校ごとに対策を講じながら、1年間を目標に、なるべく時間外勤務を減らすように努力をしております。一方で、教育の質を落とさないというのも大事なことです。そのせめぎ合いで頑張った結果が今あると思います。

以上です。

○1番（森友和君） ありがとうございます。すみません。僕、今、令和3年と言いましたが、前回、回答いただいたときは令和元年のデータをいただいたのでした。すみません。

すると、今回の校務支援システムを入れる前から、ある程度効果は、努力した結果は、効果は出ていて、今回ここでさらに踏み込んで、月45時間、年間360時間、これを誰一人超過しないようにという目標で臨まれるということで、これすばらしい取組なのかなと思うのですが、具体的にはどこの、いろいろなポイントが答弁の中にも挙げられてきたのですが、学校の教職員の方がどこで時間を取られるのかというところがある程度見えていて、それに対してこの校務支援システムを入れることで、どのようにそこを効率化できるのかみたいな、見えている具体的な効果というのは具体的にあるのでしょうか、教えてください。

○教育委員会学校教育課長（阿部一晴君） 具体的にと言われると、なかなか難しいお答えになるのですが、学校教育は、御存じのとおり、時間になかなか限りがなく、やればやるほど効果が上がるというものであって、それをどこでバランスを取っていくのかというところで、教職員の多忙化が改善するよというところで進んでいるところであります。その中で、時間をどこで生み出すかというのですけれども、じゃどこが忙しくなっているかという、学校現場によって少しずつ違いますけれども、概要を申しますと、中学校ではやはり部活動が一部問題になっていること、それからこれは小中共通でありますけれども、各10年ごとの学習指導要領の改訂で、求める学力観がどんどん変わってきていて、それに対する評価の活動が増えているということ。これも世界が情報化が進むことによって、情報機器を使えばいろんなことができてしまいますよね。そのできることによって、より複雑なことを求められてきているという現場の状況があります。そうしますと、中学校では教科ごとに担任をしているものですから、週の空き時間が1人1日1時間くらいは空いている時間があるのですけれども、小学校の先生は子供が学校にいる間、休憩時間も含めて、ほぼ休む時間がございません。そうすると、中学校は割とその空き時間を使えるのですが、小学校の先生にとっては、子供が帰ってからの時間が次の日の準備であったり、その他の行事の準備であったりする。そこで使える唯一の時間。そこで終わらなければ、土日勤務をして、今でも小学校も中学校も、土曜も日曜も車が置いてありますが、あれはただ単に部活をしているわけじゃなくて、次の週の準備にも回しているという、そういう現状がございます。そういう部分で、何が足りないかという、情報化をすることによって、情報化で求められていることで実現できることが、この校務支援システムを入れることによって、やっとな実現できると。要は通常の状態が保たれるというふうに私は考えております。そのことによって、どれだけの効果が生まれるかというのは、これ導入始めてからもう20年ぐらいたつシス

テムなのです。第3世代ぐらいまで来ていると思うので、加茂市はここまで我慢したわけですから、いいものをぜひ入れて、時間を生み出したいというふうに考えていることです。

少し長くなりましたが、以上です。

○1番（森友和君） ありがとうございます。ツールは手に入れたと、入れる予定になっているというところで、あとはどのように効率化を図っていくかというのは、やっぱり人が、要はシステムが入ったことで、ある程度時間が節約されると、業務時間が短くなるという部分はあると思うのですが、あとは人がどうそれを使うかという部分もちょっと重要ななと思っていて、これ文科省が出していて、新潟県版なのですが、令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査というので、これ県内の市町村の状況が出ているのですが、加茂市のこれまでの取組の状況等の傾向をちょっと見てみたのですが、加茂市の場合、学校の業務だが、必ずしも教師が行う必要のない業務というくくりの内容のものについて、教師がまだやっているという状態であると。ほかの市町村は、ほかの人員に代替させているとか、そういう取組をしているのだけれども、加茂市は依然として、恐らくは先生が責任を持ってやっているという表現になるのだと思うのですが、この部分を、例えば校務支援システムが入って、情報の共有化がより容易になってくるという状況が見えてくると、例えば丸つけとか、そういうどうしても先生じゃなければいけないような業務を遠隔地にいる別の誰かに託すということも可能になってくると思うのです。例えば、イメージですよ、学校今幾つもありますから、その集中センターで、丸つけについて、こういう基準でやってくださいみたいな、丸つけは例えばの話ですけども、そういうような業務を投げ込めるような形だとか、そういうどうやって先生の、要は教職員、教育のプロとして力を発揮すべき先生の時間を、そうでない人でもできる仕事を抜いて、より教育というプロとしての力を発揮できる時間を増やしていくかというところに向けていくのがいいのじゃないかなと僕は思っているのです、特にこの加茂市の状況調査、取組の状況の調査の結果を受けてみると。その辺ってこれから検討することになるのかなと、検討していただきたいとは思っているのですが、今現状どんなお考えでしょうか、お伺いします。

○教育委員会学校教育課長（阿部一晴君） ありがとうございます。必ずしも教職員がやらなければいけない業務で忙しいというふうに職員が感じているとすれば、学校現場であれば、例えば何か起きたときの保護者対応だとか、そういうことが含まれているのだと思うのです。でも、その辺も含めて、保護者との連絡がうまくスマホでつながったから、直接それがその解消になるかは別ですけども、なるべく円滑に、地域の方や保護者の方を学校の味方につけて、同じ子供を育てているのだという、そういう雰囲気のある学校をつくるというための手段の1つ、ツールの1つにはなるというふうに考えています。

ちょっと雑駁な答えですが、以上です。

○教育長（山川雅巳君） 森議員、本当に応援ありがとうございます。本当にありがたい質問をしていただきました。学校現場といいますか、学校の先生方の本分というものを考えたときに、一番大事なのはやっぱり授業です。授業をするということは、子供と密接に関わっている時間帯です。よくお考えいただけますと、小学校だと、例えば6時間、45分のその時間、子供と対面しているわけです。しかも、休み時間も含めてやっているわけです。その時間が、この校務支援システムを入れることによって、さらに密接に子供との関わりが出てくる、そして授業を一生懸命やっというふうにする、そういう部分が出てまいります。例えば今日も、随分前にうちに指導主事が入りまして、指導主事に、例えばこれ入れたら、どれぐらいの時間が生み出されるのだろうかという話をしたのです。その中で、1日当たり30分から1時間の間は取

れるのじゃないかという話をしたら、ということをお言ったら、小学校の先生は物すごく喜ぶと思います。その時間、子供のために使う、子供のための授業の時間を、授業というか、授業をつくる準備ができると、そういうふうな30分でも子供の授業のための時間が取れるというのはすごく大きなことであるということでもあります。中学校でも同じだと思います。そういう時間が取れるということは、授業のための時間が取れるということは非常に効果があると、私はそういうふうに捉えておりますし、これをさらに効率よく動かしていくためには、ちょっと研修しなきゃ駄目ですけども、本当に効果を得るような使い方をしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○1番（森友和君） ありがとうございます。今少し御答弁をお伺いして気になったのですが、この校務支援システムというのは、今回導入する分というのは、具体的には保護者との連絡だとか、そういう部分だけなのでしょうか、それとももっとそのシステムというか、アプリケーションというかにおいてはいろいろ多岐にわたっていて、もうまるっとそれを全部入れるということなのでしょうか、そこからまずちょっと教えてください。

○教育委員会学校教育課長（阿部一晴君） 保護者とのツールといえば、それだけに特化したソフトウェアが出ているのですが、そうではなくて、全体を、統合型校務支援システムという大きなものを入れるという、そういう予定です。

○1番（森友和君） ありがとうございます。事務作業が軽減されたほうが良いと僕は思って、この質問をしているのですが、僕も事務の仕事はしますが、事務作業って事務所にいると一番できないという、要は電話が来たり、来客があったり、上司から呼ばれたり、下から質問が来たりとかという状況で、意外と事務所で事務作業が進まない。先生だと、授業があって、教務室に戻ってきて事務作業をしようと思っても、恐らく進まない事務がずっとたまっていく。すると、どこでするかという、持ち帰りが今許されているのかどうか分かんないですけども、皆がいない時間、例えば要は超過勤務の形を取って、いないときにやらないといけないとか、そういう側面もあるのかなと。日中授業をしている先生にとって、空いた時間で事務をなささって相当難しい内容なのかなと。先ほどの繰り返しになってしまうのですが、これ本当に先生が負っていける内容のものなのかどうかというのは、この45時間をクリアするに当たって、ひとつ御検討いただきたいなというのと、そのために、ほかの人材を入れるだとか、スクールアシスタントだとか、いろいろ事務的な部分をフォローするだとか、いろんな形があるようですが、ぜひちょっと踏み込んだ内容で御検討いただきたいなと。そしてまた、必ずしもその人員は学校単位で採用する必要もないのではないかなと。全校で同じシステムでいるのであれば、その集中管理的なところで、本当にその事務作業を処理していくというようなこともぜひ御検討いただいて、効率化に取り組んでいただきたいなというところで、ここについては一度締めさせていただきます。

次に、自立支援協議会についてのほうなのですが、すみません、名称を私、誤っておりました。申し訳ございませんでした。自立支援協議会、できて今4回会議があるということなのですが、毎月やったほうがいいのか、四半期に1回とか、その頻度というのは、状況に応じてでもいいのかなとは思っているのですが、ある程度定例という形で、年2回なのか、1回なのか決めた上で運営していくほうがいいのかと思っているのですが、現状その会議、集める形というのは、日が決まっているのではなくて、何か、あるとき招集がかかるみたいな感じのように思っているのですが、実際、今の現状と今後はどんな感じになるのか教えてください。

○健康福祉課長（藤田和夫君） 質問ありがとうございます。当初は、年間2回ということで開催するという事で予定をしておりました。一応自立支援協議会の役割として、まず個別会議というのが下にありまして、そこから事務局会議、そのところから出てきたのを全体会議に上げるという流れで開催するというところで予定していますが、大体ここの年2回できればいいかなというふうに思っていて、これから例えば条例の制定ですとか、そういったのも予定しています。そういった場合においては、3回ないし4回ということも一応開催するという事で今検討はしています。

○1番（森友和君） 今の御答弁だと、2回をイメージしているけれども、必要に応じては3回、4回だという話なので、これは今までとあまり変わらないのかなと思って、回数が増えただけで。定例みたいな形で日を決めるわけではなくて、何月と何月にやりましょうというわけではないのでしょうか、ちょっとそこを教えてください。

○健康福祉課長（藤田和夫君） 申し訳ございません。特に何月と何月にということでは決めておりません。その都度、例えば部会ですとか、そういったところで上がってきた議題ですとか、そういったのを見まして、その月にこれやろうというところで決めていますので、特に何月、何月という定例では決めていないという状況でございます。

○1番（森友和君） その定例で決めていないというのは、これは協議会の中でさうしようという話になったのでしょうか、それとも課長ないし当局というのでしょうか、ある程度さういう形でいきたいと思いますように示して、今運営をしているのでしょうか、教えてください。

○健康福祉課長（藤田和夫君） 特に協議会の中で定例でいきたいと思いますとか、さういった議論はされておられません。最初の第1回のときに、2年度の第1回のときには、大体年2回という形で委員の方々には示しておりますが、それは定例で何月と何月だということでは会議では示しておりません。

○1番（森友和君） 協議会の中ではさういった話出ていないということなのですが、話に聞くと、かなり活発な話が、議論が行われているということで、恐らく積極的に取り組まれる、取り組まれている方々、この協議会にもすごく意欲を持って参加していらっしゃる方々が多い中で、これを、誤解を恐れずに言うと、会を開くのは招集がかかったとき、その招集待ちみたいな形であるよりは、もうある程度何月に何があるから、この話どんどん進めていこうみたいな形で決まっていたほうが、我々議会を運営している中で、ある程度定例があって、その中で年間の予算、ここでやろうかとか、あそこでやろうかとかって考えたりするわけなので、今回は条例の関係も出てくるということになれば、やっぱりさういうのが見えていた中で運営していくということもよいのではないかと。また、協議会の中でその開催時期についてあんまり話出ていないということですが、それくらいの、これ駄じゃれではなくて、自立性というか、やっぱり自分たちがどういう形で議論を進めていくのか、福祉について、ある程度やっぱり責任を負った方々、深く関わった方々がそれだけ活発に議論する場があるということであれば、より自立的に運営していってもらうというのが理想的なのじゃないかなと思うので、ぜひ御検討いただきたいなと思います。

ちなみに、今分科会というのですか、要は協議会とは別の下部的な課題ごとの会があるということなのですが、これは何回ぐらい開かれているものなのですか。

○健康福祉課長（藤田和夫君） 障がい支援係の担当者と相談支援事業所で行う事務局会議というのもございまして、それは原則、月1回という形で行っています。時にはちょっと都合でできないときもありますが、そこは原則、月1回という形で事務局会議は開催してございます。また、こども支援部会とか、さう

いったのも今後立ち上がりますので、その辺もまた定期的開催していきますし、相談の合同会議といたしますか、そういったのも、この前1回やりましたけども、そこをまた自立支援協議会に協議内容を諮らさせていただきますましたが、その辺もまた定期的には開催していきたいというふうには思っております。

○1番（森友和君） 分科会というのですか、については、ある程度定期的なもので予定しているということなのでしょうか。であれば、なおさら本会のほうも定期でぜひ、これは協議会の中の方々がそれは必要ないということであれば、それでいいとは思いますが、ぜひそこをひとつ話題として投げかけてみていただきたいなと思います。

少し話の切り口を変えまして、自立支援協議会ができて、また市長もこれ、議員のときから求めていられたものだと思うのですが、今後、今外部から民間の、どちらかというと軽度の障害を持った方々が通えるような施設ができてきた中で、重度の方々というのは、状況として、この4年間、環境的には変わってきているのか、その辺ちょっと課長でも市長でも御見解をお伺いしたいなと思います。

○健康福祉課長（藤田和夫君） 重度の障害をお持ちの方々の環境だと思いますが、やはり市内の民間の事業所とか、グループホームですとか、そういったのが立ち上がってきましたが、なかなか重度を見るといいますか、そういった事業所はまだ参入はされていないという状況でございます。そういった重度の、例えば知的障害の方ですとか、精神障害の方を例えば短期入所とか、そういった話もちらほらと聞こえてきておりますので、ぜひ加茂市にそういった、加茂の方が加茂で過ごしていただけるような形で進めていきたいと思っておりますので、今後どういうふうに展開していくか分かりませんが、そういったものを注視していきたいというふうには思っております。

○1番（森友和君） もう少し深くお聞きしたいのですが、重度の方々、この4年間通して、あまり環境的な変化というのはなかったのかなとちょっと思っているのですが、でもその中で今後どういうふうに具体的に環境改善を図っていくのかみたいな話というのは、この自立支援協議会の中では何か出たりしているのでしょうか、また当局の中で話は出ていたりするのでしょうか。

○健康福祉課長（藤田和夫君） 前々回の自立支援協議会で委員の方々に諮らせていただきましたが、今加茂市で足りないところ、どういったところがあるかというところで諮らせていただいて、そういった意見は集約させていただきました。その中で出た意見としては、例えば精神障害者、重度の方だと思いますけども、その方をケアする場所ですとか、そういったのが少し足りていないとか、あと生活介護とか、そういったのもまだ1事業所なので、そういったのもうちょっと増やしていければいいねという意見は出たので、その辺、また民間の方々がどういうふうに参入するかということになるかと思うのですが、その辺、誘致ですとか、そういったのも市のほうとしては積極的に行っていきたいというふうには考えております。

○1番（森友和君） その取組がこれから取り組んでいくということなのですが、具体的に何か、いわゆるKPIと呼ばれるような、指標、目標というのが今現状お持ちでしょうか、お聞かせください。

○健康福祉課長（藤田和夫君） 障害者福祉計画というのが今第6期であるのですが、それは令和5年度までの計画になるのですが、そこでは一応5年度までには、例えばこういったサービスを何人利用という形で計画はしているのですが、なかなか計画どおりにはいっていないところもございます。また、来年、5年度になりますと、今度7期の計画ということになります。またそこで、またこれも自立支援協議会の委員の方々に諮るような形になりますけども、そこで具体的な計画性、進捗状況とか、そういったのも

また組み入れるような形になっていくかと思えます。

○1番（森友和君） せっかくの協議会ですので、そういう目標値みたいなものも結構現実的な線だとかが見える方々なのかなと思うと、市として掲げるにはやっぱりなかなか難しい内容も含まれてくるとは思うのですが、ただそのための協議会ではないかなと思いますので、そういった目標となるような数値設定についても協議会に諮っていただいて、そしてしっかりとステップが見えていくような取組というのをしていただくといいのかなと。どうしても計画をつくって、計画を遂行して、目標まではやっぱりなかなか到達しませんでしたというのが今までの行政の見え方というか、かなと思います。活発な協議会ができたということであれば、よりそこに一石投じるような主体的な目標設定と、そして取組と、そして評価というところで、より当局との協力関係の中で取り組んでいただきたいと思います。

そして、2つ目の質問で掲げたのですが、何かいろんな呼び方があって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく条例についてというところに質問を切り替えさせていただきます。今新潟市は、既にこれを受けた条例が制定されていて、三条市は、恐らくこの今開催されているだろう議会で承認されるのかどうかというところのようです。内容、新潟市であったり、三条市の素案の部分、拝見させていただくと、大分踏み込んだ内容といえましょうか、僕としては結構インパクトのある内容なのかなというふうに感じました。具体的には、これちょっと読み上げると時間がないかな。まだ19分あるので、大丈夫ですね。すみません。概要で申し上げさせていただくと、差別をしてはならないというふうにこの条例の中では掲げられることになる。そして、合理的な配慮をしなければならないというふうに掲げられます。差別をしてはならないという対象も明示されていて、国であったり、自治体であったり、企業、そのほか団体、そして施設を敷く者、それらについてはもうその差別を許さないという、してはならないというふうに記載されるわけです。これが施行されて、守らなかった者に対しての罰則というのは具体的にはなかったりするわけですが、指導に対して、行政からの指導等に対して、守らないと何か罰金があるみたいなどころはあるとは思いますが、要は差別はするなとあって、合理的な配慮という概念を持って、これをやっていけというふうに市内の市民、団体に命じるものという立てつけになっている条例になるのですが、これが、僕は読んでいて、すんなり通って、すんなり制定されるということは、もしかすると、この条例の本来の意味合いをかなえていないのじゃないかなという気がするのです。つまり何も考えずに通そうと思えば通せる内容なのですが、これが本当に可能なかどうかとか、合理的配慮ってどこまでを指すのかとか、そういうものに一々引っかかってみて、具体的に考えてみてという作業をスルーして、これがずっと決まってしまう場合には、恐らくこの条例をしくことの意味の半分以上は機能、意味をそがれた状態なのではないかなというふうに、この新潟市、三条市の条例文を見て感じたのです。

そこで、これから自立支援協議会だとか、そういったところで恐らく検討にかかってくるのだと思うのですが、この条例の制定にどれくらい関心を集められるかというのは1つ大きなポイントかなと考えました。ふだん障害についてあまり触れていない方々にとって、事業者にとって、行政の方々とは比較的多いかなとは思いますが、市民にとって、どれくらい障害者への差別というものがどんなふうに行われていて、また感じる側はどんなふうに感じていて、どこまでが対応、合理的配慮という形で可能なかというのを本当に具体的に考えてもらう契機にしなければいけないのじゃないかというところ。ここは、恐らく課長の裁量、そして協議会の意向をもって、市がどれくらい、その啓発活動も含めた形で取

り組むかというところがポイントになるかなと思うのですが、これを踏まえて、ちょっと今現状の御見解を、すごくざっくりとした質問になってしまうのですが、お伺いしたいなと思います。

○健康福祉課長（藤田和夫君） 質問ありがとうございます。この条例に関して、施政方針等で触れさせていただきましたが、5年度に準備に入るというところまでございまして、先日、自立支援協議会のほうで一応こういったことをお話をさせていただきました。そこで、今森議員おっしゃったように、新潟市と三条市がこの3月議会ということで制定の準備をしているというところなのですが、イメージとしては自立支援協議会の中に条例の制定委員会というのを立ち上げまして、そこで協議されたことを自立支援協議会に諮っていくということでやっていきたいなというふうに思っています。また、その中で、市民の皆様方の意識を変えるためにも、啓発セミナーですとか、そういったのも組み入れながらやっていきたいというふうに思っています。

また、この前、自立支援協議会の中で諮らせていただきましたけれども、やっぱりその委員の中には、条例の制定の委員の中には当事者の方は何人かやっぱり入れたほうがいいという意見もございましたので、そういった方のまた意見を聞きながら、こういった障害のある人もない人もということで、共に共生できる基本条例ということで制定はしたいというふうに思っています。やはりインパクトのあるような条例になるかと思いますし、やはり市民の方の協力とか何か得ないとできないような条例だと思いますので、その意識づけといいますか、あと啓発ですとか、そういったのを十分やった上で、この条例の制定の準備をしていきたいというふうには思っております。

○1番（森友和君） 取組はこれからだとは思うので、ここで何か詰めていく内容というのはそんなにないのですが、この条例、今これ、僕、新潟市を持っているのですが、この条例が障害者たちにとって、こういう条例があるのだから、権利を主張していいというていの条例にしてしまっただけは、本当に半分以下、意味は半分以下だと思うのです。申立てができますとか、差別を受けたら申立てができますとか、それで申し立てても駄目だったら、市にさらに相談をして、指導をしてもらうことができますとか、そういう内容の記載があるわけですが、しかしながらそういう意味合いではなくて、環境側、障害を囲む環境側がどこまで配慮しなければいけないのかというところをぜひちょっと踏み込んでいただいて、そして今セミナーという話もあったのですが、恐らくえてしてセミナーに参加される方々というのはもともと意識が高く、その内容を、合理的配慮と言ったら何のことかぴんとくるような方々ばかりだと思うのです。市としては、できればお願いしたいのはそうでない方々、これは私、議員としても取り組みたいとは思っていますが、そうでない方々にとっても、合理的配慮と言ったら、ああ、あれねと、最近上がってきた条例のあれねというふうに言えるぐらい、まずはこの言葉を啓蒙、啓発していってもらえとか、そういう今までその部分について意識がない方々へのアプローチというのをぜひ、これ市として取り組んでいただきたいなというふうに思います。

この条例は、対象が要は発達障害までも含めていて、障害と呼ばれるような、その範囲はすごく広い。発達障害だとかは、グレーゾーンと呼ばれるような、要は定型と発達障害と、その間で、何か僕もグレーなのじゃないかなと自分で思いながら生活しているわけですが、そういうグレーな方もたくさんいらっしゃる中で、これを契機にいろいろな生きづらさを抱えている方々への理解の啓発というところにぜひつなげていただきたい。これは、それを投げかけるにはすごくいい条例、機会なのだと思うので、すうっと引っかけりなく決めてしまうのではなく、なるべくごりごりさせて、皆さんから考えてもらう機会をつ

くっていただきたいという願いをお伝えして一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（滝沢茂秋君） これにて森友和君の一般質問は終了しました。

これで一般質問を全部終了いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時27分 散会